

## 児童手当制度のご案内

平成24年4月から新しい児童手当制度が始まりました。

平成24年4月1日から「子ども手当」は「児童手当」に変わりました。

平成24年3月末時点で子ども手当を受けていた方は、引き続き児童手当を受けることができます。

制度が変わったことによる新たな手続きはありませんが、6月に現況届の手続きが必要になります。

なお、平成24年6月分の手当から所得制限が適用されることになります。

### 支給対象

○中学校卒業までの児童を養育し、飯館村に住所がある方

### 支給時期

○6月、10月、2月の各月の7日(土、日、祝日に当たった場合はその前日)に前月分までが支給されます。

平成24年6月7日については、平成24年2、3月分が「子ども手当」、平成24年4、5月分が「児童手当」として支給されます。

### 支給月額(児童1人当たり)

児童の年齢	支給月額	
	所得制限額未満の人	所得制限額以上の人
3歳未満	一律 15,000円	一律 5,000円
3歳以上小学校修了前	第1子、第2子 10,000円	
	第3子以降 15,000円 ※出生順位は、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している児童の中で数えます。	
中学生	一律 10,000円	

### 現況届

○毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するため現況届を提出していただきます。提出がない場合は、6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

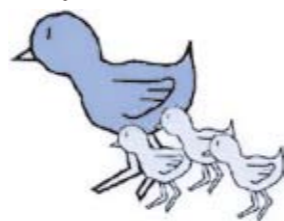
#### 【方法】

- 1 受給者の皆様へ現況届の用紙を郵送します。(6月上旬)
- 2 現況届に必要な事項を記入し、必要書類を付けて同封の返信用封筒で返信、もしくは飯館村役場飯野出張所へ提出してください。

### 現況届に必要な書類

- ①健康保険被保険者証の写し
- ②平成24年1月1日に飯館村に住所のない方は、前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書(平成23年分のもの)  
※この他、必要に応じて提出していただく書類があります。

○お問い合わせ 健康福祉課福祉係 (☎024-562-4259)



▲臨時行政区長会のようす

## 避難区域見直しにおける基本的な村の考え方

- 区域の見直しは行政区単位とする。
- 区域の見直しの設定が重複する場合は、人家の多い設定区域とする。  
ただし、飯館町行政区については、コミュニティとしての関係が深い周囲の行政区が全て居住制限区域となること、さらには同行政区の久保曾地区が飛び地で20ミリシーベルト超であることも考慮して居住制限区域とする。
- 原子力損害の第二次追補で示す賠償は、区域見直しによって賠償に差が出ないように引き続き国へ要望する

## 避難指示区域見直しの

# 中間報告

## を示す

5月18日に飯野学習センターホールで臨時行政区長会議が開催され、村が中間報告としてまとめた3つの避難指示区域見直しの中間案が協議されました。これまで、村は国からの「避難指示区域見直し」の方針を受けて、方部ごとの住民懇談会、行政区長会、自治組織連絡協議会等を開催し、避難区域見直しについての意見交換を行ってきました。また、高線量地域の行政区長からの要望により、長泥行政区、蔵平行政区、比曾行政区、前田・八和木行政区の滝下地区を対象に、意見交換会を開催し、住民の意向把握に努めました。各行政区では、出された意見をもとに、陳情書や要望書を作成し、村に提出しています。

これらの要望書なども併せ、村議会と村との協議の結果として、今回村から中間の避難区域見直し案が報告されました。今後、村議会との協議を踏まえ、6月には国から新たな区域が決定される予定です。

## 入札情報

入札日/平成24年5月7日(単位:円)

工事(業務)の番号・名称	契約額(税込み)	請負業者	完成予定
平成23年度 繰越明許費 村民の声ネットワークシステム構築業務	122,850,000	(株)福島県中央計算センター	平成24年9月末
平成23年度 繰越明許費 飯館中学校仮設体育館賃借事業	164,850,000	佐藤工業(株)	平成24年7月末
平成24年度 携帯型放射線測定器購入	63,180,600	(株)東栄科学産業郡山営業所	平成24年7月中旬